

各種福祉サービスをご利用ください！

高齢者・障がいのある方・生活困窮者をサポート

タクシー料金の助成（4月1日受付開始）

ひとり暮らしの高齢者

■対象者

○75歳以上のひとり暮らしの方で、「高齢者ひとり暮らし台帳」に登録されている方

※ 次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・長期入院又は、介護保険施設等へ入所している方・自動車税・軽自動車税の減額を受けている方
- ・生活保護受給者・中国残留邦人等の支援給付を受けている方

○対象者の方には、申請書を郵送いたしますので、申請書に記載し提出してください。

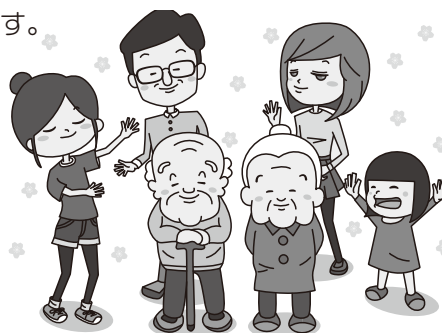
■利用券交付枚数 12枚/年（1枚730円）

※ 年度の途中で申請した場合は月割になります。

■利用方法 山梨県タクシー協会加盟のタクシー会社等で利用できます。

1回の乗車につき、利用券を1枚使用できます。

■問い合わせ 福祉課 社会福祉担当（内線180・181）



障がいのある方

■対象者

韮崎市に住民登録のある在宅の方で、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1・2級所持者
- ・療育手帳 A判定所持者

※ ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・施設へ入所している方
- ・自動車税、軽自動車税の減免を受けている方
- ・生活保護受給者
- ・中国残留邦人等の支援給付を受けている方
- ・1ヵ月以上の長期入院をしている方

■申請に必要なもの 身体障害者手帳又は療育手帳・印鑑

■利用券交付枚数

24枚/年（1枚650円）

腎臓機能障害1級の手帳所持者には、36枚/年

※ 年度の途中で申請した場合は、月割になります。

■利用方法

山梨県タクシー協会加盟のタクシー会社等で利用できます。1回の乗車につき、利用券は1枚使用できます。ご利用の際に、障害者手帳とともに利用券を提示してください。心身障がい者タクシー運賃の割引（手帳提示時1割引）も併せて利用できます。

■問い合わせ 福祉課 障がい福祉担当（内線182・183）

※「ひとり暮らしの高齢者」、「障がいのある方」の両方に該当する場合には、「障がいのある方」の助成対象になります。

4月から生活困窮者への支援を開始

市では生活困窮者自立支援法に基づき4月1日から次の2つの事業を行い、生活困窮者を支援します。

①「生活困窮者自立相談支援事業」

最低限度の生活を維持することが困難な方の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

②「住居確保給付事業」

・65歳未満で、離職後2年以内かつ一定の収入及び資産以下の方が、求職活動を行う際に、3ヶ月間の家賃の全額又は一部を助成します。

・仕事が見つからない、家賃を払えないなど生活全般にわたる困りごとの相談窓口を設置し、相談支援員等が解決へのお手伝いをします。

■問い合わせ 福祉課生活保護担当（内線176・177・178）